

岡崎市コミュニティ通訳員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティにおける多文化共生を推進するために外国人市民が集中して居住している地区へ設置する岡崎市コミュニティ通訳員（以下「コミュニティ通訳員」という。）及び外国人市民が母語とする言語でその使用者数が多い言語に地域を特定せずに対応する岡崎市広域コミュニティ通訳員（以下「広域コミュニティ通訳員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任命)

第2条 コミュニティ通訳員は、総代又は公営住宅の自治会長が推薦した者のうちから、市長が任命する。

2 広域コミュニティ通訳員は、コミュニティ通訳員等の経験を有する者のうちから市長が任命する。

(業務)

第3条 コミュニティ通訳員及び広域コミュニティ通訳員は、町内会や公営住宅の自治会（以下「町内会等」という。）が必要とする行事や会議に外国人市民が参加するときの通訳などを業務とする。

(身分及び任期)

第4条 コミュニティ通訳員及び広域コミュニティ通訳員の身分は、有償ボランティアとする。

2 コミュニティ通訳員及び広域コミュニティ通訳員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

3 任期の途中での交代により選任されたコミュニティ通訳員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 新たな地区で選任されたコミュニティ通訳員の任期は、他地区の現任者の残任期間を考慮して決定する。

(設置基準)

第5条 コミュニティ通訳員は、原則として、通称町にあっては、外国人の市民が100人以上在住し、かつその比率が10%以上である地区ごとに1名設置し、公営住宅にあっては、外国人の市民が20人以上在住し、かつその比率が20%以上である地区ごとに1名設置する。

2 前項に規定する場合のほか、市長が特に必要と認める地区にコミュニティ通訳員を設置することができる。

3 母語としての使用者が市内で100人を超える言語については、地域を特定

せずに活動する広域コミュニティ通訳員を設置することができる。

(報償金)

第6条 コミュニティ通訳員及び広域コミュニティ通訳員の報償金は、別表に掲げる業務の区分に応じ、当該定める額とする。

- 2 報償金は、岡崎市職員の給与に関する条例(昭和26年岡崎市条例第14号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員に支給される給料の支給日に準じた日に支払いをする。
- 3 前項において支払う報償金の金額は、支給日の前月に実施報告があった業務に対する報償金額の合計額とする。ただし、支給日の属する月の支払い事務を行う日時までに実施報告があった場合は、当該報告のあった月に報償金を支払うものとする。
- 4 前項における業務の実績報告は、業務を行った月の翌月の支払い事務を行う日までに遅延なく提出しなければならない。ただし心身故障等、期限までに実績報告書を提出できなかった正当な理由があると認められるときは、遅延理由を記載し速やかに報告書を提出することで、過月分として報償金を支払うことができるものとする。
- 5 前年度に行った業務に係る実績報告があった場合、当該報告に係る報償金は、支払わないこととする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条第1項関係）

業務の区分	支給額
1 コミュニティ通訳員会議の出席	4,000円（1回）
2 運動会、夏祭り、防災訓練、清掃、役員会、新入居者へのルール説明、資源回収、ごみ出し監視などの町内会等の事業及び地域における市主催事業の通訳並びに町内会等の回覧文書などの翻訳	1,200円（1時間）
備考	
1 自宅と活動箇所との往復および休憩は活動時間には含まれないものとする。 2 支給額は15分単位で計算するものとする。 3 1日あたりの活動時間は7時間、また支給額は8,400円をそれぞれ上限とする。 4 6時間以上の活動時間が連続する日数は、2日を上限とする。	